平成２９年（フ）第４２８号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町33番４―14号　市住４棟14号
債務者　土川香奈子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４３６号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目２番22号　松本アパート101号
債務者　鬼塚　栄康
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台２丁目５番12―23号
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第９号
沖縄県宮古島市平良字西仲宗根280番地１　リブハウス303
債務者　齋藤　輝久
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県淡路市志筑581番地１　長尾ビル301号
債務者　岡田　　康
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第３７号
兵庫県南あわじ市八木大久保602番地　プリマージュ101号
債務者　櫻井　竜太
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県南あわじ市八木大久保602番地　プリマージュ101号
債務者　櫻井恵理奈
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第５４号
熊本県八代市古閑中町2407―１　エスポワールジェルメⅣ（103）、住民票上の住所熊本県八代郡氷川町野津977番地
債務者　河野永里子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２８９号
大分県別府市原町４番３号　今金コーポ203号
債務者　三谷　清春
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３２号
宮崎県延岡市構口町１丁目6039番地５
債務者　小野　里美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第７４号
福島県いわき市平字八幡小路26番地の２、従前の住所東京都世田谷区三軒茶屋１丁目19番４号　イーストリッジ203
債務者　中畑　圭司
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第８３号
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１　市営住宅１―32
債務者　篠原　江美
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第９０号
福島県いわき市永崎字町田２番地の３　市営住宅５―104
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第７９号
山口県周南市三笹町11番17号、前住所山口市阿知須4508番地10　ハイツきらら202
債務者　田邊電気工事こと　田邊　　寛
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８９号
山口県防府市自由ケ丘３丁目14番17号
債務者　小松　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
山口県下関市東向山町７番８―204号　向山ハイツ、前住所広島市佐伯区坪井１丁目27番８－３号
債務者　西広　香織
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係